

野生鳥獣と人の生活圏の棲み分け

1. 制度の概要

- ・住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）に出没した鳥獣への対応に関しては、住民への危害の予防及び従事者の安全の確保を図りつつ、確実かつ迅速の個体を排除するため、鳥獣保護管理法（以下「法」という。）第 38 条の 2 に基づき、住居集合地域等における麻酔銃猟を可能としている。
- ・野生鳥獣の被害を防止し、人との棲み分けを図っていくための手法としてのゾーニング管理が実施されている。

2. 背景

（1）これまでの取組の概要（参考資料 2 - 4）

- ・住居集合地域等においては、法第 38 条で銃猟が制限されているところであるが、住民への危害の予防及び従事者の安全の確保を図りつつ、確実かつ迅速の個体を排除するため、法第 38 条の 2 に基づき麻酔銃猟を実施している。原則として対象種はニホンザルとしており、クマ類やイノシシ等大型獣類については、従事者が反撃を受けたり、麻酔薬の効力が現れるまでの間に危害が加えられるなど二次的被害の可能性から、対象としていない。ただし、安全かつ確実に麻酔銃猟を実施することが可能と判断される場合にあってはこの限りではない。
- ・クマ類に関しては、特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドラインを平成 28 年度に改訂し、ゾーニング管理を推進している。

（2）現行基本指針以策定以降の状況

- ・近年、住居集合地域等に野生鳥獣が出没する事案が増加しており、クマ類やイノシシ等の大型獣類が住居集合地域等に出没した場合の対応にあっては、迅速性や高い技術力が求められ、対応できる者の配置や連絡体制を予め計画的に準備しておく必要性が増してきている。
- ・野生鳥獣に由来する感染症の拡大や新型コロナウイルス感染拡大に伴い、人と野生鳥獣の棲み分けの推進、分散型社会の再構築が求められている。

3. 課題

- ① 住居集合地域等に接する里地里山や農地などの環境管理を行うことによって、鳥獣出没の抑制を図る必要があるが、地域において鳥獣の生息環境管理を担う人材が不足しており、人口縮小社会における生息環境管理技術も十分に普及していない。
- ② 住居集合地域等に鳥獣が出没した際に緊急対応するため、各地域においては自治体を

中心に関係者による連絡体制の整備を行っているところではあるが、住民の安全を確保する必要がある住居集合地域等で、円滑に捕獲等を行うことが難しい場合がある。

- ③ 住居集合地域等における麻酔銃猟について、ニホンザル以外の鳥獣に対し実施する場合、安全かつ確実に麻酔銃猟を実施することが可能と判断する具体的な基準がないことから、現地において麻酔銃猟の適否の判断ができない。

4. 対応方針（案）

- ① 人口縮小社会においても実施可能な、野生鳥獣を出没させないための省力的な技術や生息環境管理を担える人材・団体の確保と育成を推進するための仕組みを検討（基本指針、事業）。
- ② 住居集合地域等に鳥獣が出没した際、地域において円滑な緊急対応を可能とするための体制整備を進めるとともに、住居集合地域等における市民の安全確保も行う必要があることから、関係省庁とも調整の上、対応方法を検討。
- ③ 環境研究総合推進費等を活用した市街地における捕獲・忌避技術開発の検討（技術開発）。
- ④ 住居集合地域等に出没した際の麻酔銃猟のニホンザル以外への適用について、実施可能と判断する具体的な考え方等を検討（通知、技術的支援）。